



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう!マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット



安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



香川支部保険料率のご案内

協会けんぽ香川支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

健康保険料率	
令和6年2月分 (3月納付分まで)	10.23%
	⇓
令和6年3月分 (4月納付分から)	10.33%

介護保険料率	
令和6年2月分 (3月納付分まで)	1.82%
	⇓
令和6年3月分 (4月納付分から)	1.60%

保険料額表は協会けんぽHPよりご確認ください。



退職される方から保険証の回収をお願いします

事業所のご担当者様へ

- ★従業員から保険証を回収した場合は速やかな返却をお願いします。
- ★「退職される方」、「扶養から外れる方」へお伝えください。



保険証を使用できるのは退職日まで!

月の途中で退職された場合、保険証を使用できるのは退職日までです。退職の際、必ず事業所へ返却しましょう。

ご家族(被扶養者)が就職したときも返却!

ご家族が就職等で扶養から外れる場合(ご自身で健康保険に加入する場合等)も事業所へ返却しましょう。

※誤って保険証を使用した場合、医療費の7～8割(協会けんぽ負担分)を返還していただくことになります。

～退職される方へご案内ください～ 退職後の健康保険

退職後の健康保険は以下の3つから選択してご加入ください。

加入先	任意継続保険(協会けんぽ)	国民健康保険(市区町村)	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日まで被保険者期間が継続して2カ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内(郵送の場合は必着)に手続きしてください 	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください	ご家族の勤務先へお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた健康保険料の倍額 ※	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市区町村により異なります ●退職理由により減免あり 	負担なし

※保険料には上限があります。また、お住まいの都道府県が退職前に加入している支部の都道府県と異なる場合等、倍額にならない場合があります。算出の基となる標準報酬月額の上限は、30万円です。

新たに健康保険に加入される場合の注意点

必要に応じて限度額適用認定証、特定疾病療養受療証のお手続きをお願いします。
(加入前に上記認定証(受療証)の交付を受けていた方など。)
退職後、任意継続保険に加入された場合も同様です。



 全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル
087-811-0570 (自動音声にてご案内しております)

香川支部
ホームページ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

